

- 4 乙は、本契約の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、その10日前までに再委託承認申請書を甲に提出し、書面による事前承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、または請け負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、または請け負わせた業務の履行および当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項の規定に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙または乙が業務の一部を委任し、または請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（遵守事項）

第9条 乙は、委託業務に従事する作業監督者および作業従事者の名簿を、契約締結後1週間以内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、委託業務に使用する消耗品、原材料および引火性危険物について、事前に甲の使用承諾を得なければならない。

3 乙は、業務上必要のない場所にみだりに立ち入ったり、器物に触れたりしてはならない。

（規律）

第10条 乙は、作業監督者および作業従事者の教育指導に万全を期し、風紀、衛生、厚生、福利および業務規律の維持に関して、一切の責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第11条 乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（業務の履行確認）

第12条 乙は、委託業務実施後、別に定める記録用紙に実施内容を記録し、その都度甲の検査を受けなければならない。なお、記録用紙は乙の負担とする。

2 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（緊急時等の措置）

第13条 甲は、委託業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の措置をとることを求めることができる。

2 乙は、緊急時連絡体制及び対応表を、契約締結後1週間以内に甲に提出しなければならない。

3 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

（委託業務の調査）

第14条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、または乙に対し報告を求めることができる。

（業務内容の変更）

第15条 甲は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、または委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料または履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 前項以外の事由により、人件費等が契約年度当初の想定を上回った場合は、甲乙協議のうえ単価の見直しを行い、委託料の変更をする必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。